

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 住民基本台帳法施行令の一部改正

一 市町村長は、住民票を削除したときは、その事由（転出の場合にあつては、転出により削除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日）をその削除した住民票に、戸籍の附票を削除したときは、その旨及びその年月日をその削除した戸籍の附票に、それぞれ記載をしなければならないものとする。 （第十三条及び第二十条第二項関係）

二 市町村長は、住民票又は戸籍の附票を改製したときは、その旨及びその年月日をその改製前の住民票又は改製前の戸籍の附票に記載をしなければならないものとする。 （第十三条の二第二項及び第二十一条第二項関係）

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる請求又は申出に係る除票の区分に応じ、次に定める事項とすること。 （第十七条関係）

(一) 消除した住民票 当該消除した住民票に係る住民票を消除した事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨、転出先の住所及び当該消除した住民票に転出をした旨の記載がされているときは転出をした旨）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を消除した場合にあっては、転出の予定年月日）

(二) 改製前の住民票 当該改製前の住民票に係る住民票を改製した旨及びその年月日

四 市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。 （第三十四条関係）

五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）について所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等に関する事項

一 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡

素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。と。（附則第一条関係）

二 その他、この政令の施行に伴い、必要な経過措置を定めるものとする。こと。